

受益者のみなさま

2021年4月吉日

中銀アセットマネジメント株式会社

「ちゅうぎん日経225 インデックスファンド」
約款変更（予定）のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社の投資信託に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社「ちゅうぎん日経225 インデックスファンド」につきまして、下記のとおり約款変更を予定しておりますので、お知らせ申し上げます。

本件変更の趣旨についてご理解賜りますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧の程、よろしくお願い申し上げます。

本件変更に関しまして、受益者のみなさまのお手続きは不要です。

敬具

記

1. 対象ファンド

ちゅうぎん日経225 インデックスファンド

2. 約款変更日（予定）

2021年5月11日（火）

3. 変更内容

デリバティブ取引は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しない旨、明示する規定を追加し、関連する条項に所要の変更を行います。

<約款の新旧対照表>

変更後（新）	変更前（旧）
<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>① マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>② 株式への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p align="center"><削除></p> <p align="center"><削除></p> <p>③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券等を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>④ 外貨建資産への実質的な投資は行いません。</p> <p>⑤ <u>一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行いません。</u></p> <p>⑥ <u>デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。</u></p> <p>⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率が、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>	<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>① マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>② 株式への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>③ <u>同一銘柄の株式への実質投資割合には、制限を設けません。</u></p> <p>④ <u>有価証券先物取引はヘッジ目的に限定します。</u></p> <p>⑤ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券等を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>⑥ 外貨建資産への実質的な投資は行いません。</p> <p align="center"><新設></p> <p>⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率が、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>

以上

<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>本件に関するお問い合わせ</u> <u>中銀アセットマネジメント株式会社 マーケティング部 086-224-5310</u> <u>【受付時間：営業日の午前 9 時～午後 5 時】</u> ・ <u>受益者さまの個別のお取引内容についてのお問い合わせ</u> お取引のある販売会社へお問い合わせください。
